

# 「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案」について

平成26年2月  
内閣府

## I 激甚災害制度について

激甚災害制度とは、「激<sup>じん</sup>甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げなど、特別の財政助成措置が講じられることとなる。

## II 政令案の概要

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正について

### ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の延長

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に関する特別の助成として、全国を対象として、中小企業信用保険法による災害保証関係の特例措置を講じているところ。

当該措置の適用期限は、平成26年3月31日までとされているが、被災中小企業等の復旧・復興は、政府等による支援対策や体制も含めて、現在進行中であり、被災中小企業等による復旧・復興のための資金需要が引き続き十分に見込まれることから、当面の措置として、その期限を平成27年3月31日まで延長する。

## III 期限を延長する特例措置の概要

### ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、通常の特例（普通保証2億円、無担保保証8千万円等）に加えて、更に別枠で、普通保証2億円、無担保保証8千万円等の保証の利用が可能となるようにする等、保証制度を拡充する。

## IV スケジュール

公 布 ・ 施 行      3月中旬（予定）